



来週の投資戦略 (12/20-24)

岸田首相の金融視点に？

2021年12月19日

小松 徹

注目事項 - 見所

12月23日、11月の米個人消費支出 (PCE コアデフレーター) 一前年比+4.5%?
 12月24日、11月の消費者物価指数 (生鮮食品、エネルギー除く) 一前年比▼0.7%?

株式市場見通し

先週わが国市場にもサンタが来るかと期待していた。木曜日にちょっと来たようだったが、プレゼントを持ってくるのを忘れたか、すぐに帰ってしまった。木曜日は米国の株式市場全面高に追随しただけ、それ以外の日は要人が隙を見せず下落したとも言える。例えば、火曜日午前中の予算員会質疑で立憲民主党のある議員がとんちんかんな質問をした。これに対して、岸田首相が「(自社株買いについて) 画一的な規制は少し慎重に考えなければいけない」と答えた。自社株買いの規制が議論されていることを材料に、午後に株式市場で先物の売り注文が入り、市場は完全に崩れた。

次は金曜日の日銀の金融政策決定会合後の記者発表だ。報道機関が CP や社債の買い入れの増額分を (予定通り) 来年3月末で終了するとの見出しで速報したため、日銀も緩和策を縮小すると商品投資顧問業者 (CTA) マクロのヘッジ・ファンド業者に格好の攻撃材料を与えてしまった。やや円高となり、自動的に株式の先物市場に売りが入った。日銀の広報は報道機関向けの発表には気を付けてほしい。今回は中小企業向け融資を半年間延長する方を強調すべきだったろう。

さて、マザーズ市場が大崩れだ。丁度1か月前の高値から19.0%下落した。今月後半は新規公開銘柄がマザーズ市場中心に29社も上場予定だったので、そのための換金売りかと思っていたが、それだけではなさそうだ。元々利益の出ている銘柄が多く、株式評価も難しいので、市場はその時の外部環境に左右される。今回は米ナスダック市場の大きな変動も多少影響しているかもしれない。さらに先週水曜日に期待されて公開したネットプロテクションズホールディングス (1部、7383、決済サービス) が、発行済み株式総数の半数を一気に流動化したので、株価が不安定になった。一部IPO当選者が初日に売却する習慣も重なってしよう。一方で、長期投資家には安く買える機会とも言える。上場数は多いが、市場で調達する資金総額はたいしたことない。

最後に岸田氏のスローガン「新しい資本主義について」。これまでに3回実現会議が開催された。議事録を読むと参加者と主催者には溝がある。3つの会議も立ち上げたが、はたして来春までにグランドデザインと具体策がまとまるのか、やや不安だ。例えば、上場企業が四半期決算で株価が動くのを是としない観点から、止めようとの意見が出ているが、市場では企業の月次売上高などにも大きく反応する。短期投資家を排除すると東証の売買代金は半減するだろう。岸田氏の一部の上場企業関係者などから影響を受けていると見られるので、今後も金融市場に関する発言には注意したい。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期2桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPAのお客様はネットプロテクションズホールディングスを保有しています。